

マイナンバーカードと保険証の一体化に係る周知広報物印刷等業務

1 業務の概要

マイナンバーカードと保険証の一体化に係るリーフレットを印刷し、指定の住所に指定の数量を納品するもの。

2 印刷物

マイナンバーカードと保険証の一体化に係るリーフレット

サイズ A4・両面カラー（納品時は三つ折り）

紙質 上質紙四六判55kg程度

内容 広域連合作成の完成原稿（電子データ）渡し。引き渡し日等については、契約締結後別途協議とする。

校正 校正 2回

数量 1,299,000部（100部単位で帯封等を行うこと。）

3 納品

次の納品場所へ納品すること。

〒348-0028 埼玉県羽生市大字北袋514-1

(株)TLP DPSソリューションセンター ロジステックス課

リーフレットは100部ごとに帯封等で束ねること。

納品に際してかかる送料等については、受託者が負担すること。

4 納品時期

令和5年12月または令和6年1月を予定。

5 契約期間

令和5年11月14日から令和6年1月31日まで（予定）

6 支払い

契約金額は、契約単価に処理件数を乗じた額（その額に1円未満の端数がある場

合は端数を切り捨てた額)の合計額(ただし納品費用については、一回として上記金額に合算する。)に、取引にかかる消費税額(地方消費税額を含む)として100分の10を乗じた額を加算した金額とする総価契約とし、検査終了後、請求書に基づき受託者に支払うものとする。

6 仕様書の解釈等

本仕様書の内容について疑義が生じた場合、または記載されていない事項については、協議により決定することとする。

7 契約不適合責任

- (1) 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合(受託者が広域連合に移転した権利が契約の内容に適合しないものである場合を含む。)は、広域連合は、受託者に対し、履行の追完の請求、代金の減額の請求(不適合が広域連合の責めに帰すべき事由によるものであるときを除く。)、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- (2) 受託者が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を広域連合に引き渡した場合において、広域連合がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、広域連合は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。